



令和8年度 生涯学習施設特定建築物定期調査業務委託

金抜設計書

業務番号 2026075600

業務名 令和8年度 生涯学習施設特定建築物定期調査業務委託

履行場所 加東市木梨1134番地60（社公民館）ほか

[illegible]

番 号	名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	令和8年度	生涯学習施設特定建築物定期調査業務委託					
	内 訳						
1	直接人件費		1.0	式			
2	諸経費		1.0	式			
	委託価格計						
	消費税相当額	10%					
	委託費計						

番 号	名 称	内 容	数 量	单 位	单 价	額	備 考
(1)	社公民館施設調査業務	S58 RC2 集会場 延面積 987㎡					
A	現地調査費		1.0	式			
B	報告書作成費		1.0	式			
C	不具合報告書作成費		1.0	式			
	計						
(2)	滝野公民館施設調査業務	H18 RC2 集会場 延面積 1,435㎡					
A	現地調査費		1.0	式			
B	報告書作成費		1.0	式			
C	不具合報告書作成費		1.0	式			
	計						

番 号	名 称	内 容	数 量	単 位	単 価	額	備 考
(3)	さんあいセンター施設調査業務	S62 RC2 集会場 延面積 1,246㎡					
A	現地調査費		1.0	式			
B	報告書作成費		1.0	式			
C	不具合報告書作成費		1.0	式			
	計						
(4)	明治館施設調査業務	H5 木造1 集会場 延面積 681㎡					
A	現地調査費		1.0	式			
B	報告書作成費		1.0	式			
C	不具合報告書作成費		1.0	式			
	計						

令和 8 年度 生涯学習施設特定建築物定期調査業務委託 仕様書

1. 総 則

(1) 適用範囲

この仕様書は、加東市（以下「市」という。）が発注する「令和 8 年度 生涯学習施設特定建築物定期調査業務委託」に適用するものである。

本業務の履行にあたっては、本仕様書に基づき実施するものとする。

(2) 業務概要

建築基準法第 12 条第 1 項に基づき特定行政庁へ報告する特定建築物定期報告に必要とされる調査・確認・報告書の作成及び提出を目的とした調査業務である。

2. 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 1 月 29 日までとする。

ただし、定期調査報告においては、令和 8 年 12 月 25 日までに報告書を兵庫県建築防災センターに提出すること。

3. 対象施設及び履行場所等

施設名	住所
加東市社公民館	加東市木梨 1134 番地 60
加東市滝野公民館	加東市下滝野 1369
さんあいセンター	加東市下滝野 751
加東市明治館	加東市社 777
加東市地域交流センター	加東市下滝野 1369 番地 1

4. 調査資格者

本業務の実施にあたっては、次のいずれかの資格者を適切に配置することとする。

- (1) 一級建築士若しくは二級建築士の資格を有する者
- (2) 特定建築物調査員資格証の交付を受けている者

5. 契約変更

業務の開始後、発注者、受注者での協議のうえ、内容の変更・追加等が生じた場合、発注者の指示に基づき作業を行うものとする。

ただし、これらの変更に伴う契約金額の増額は原則として行わない。

6. 資料の貸与

調査対象施設における関係資料の閲覧又は貸与については、発注者に申請のうえ可能とする。

7. 指導手数料

特定建築物定期調査報告に係る指導手数料については、受託者が発注者に替わって支払いを行った後、本業務に係る委託料とは別に、受託者が発注者に請求するものとする。

なお、請求書の様式は任意とし、支払いを証する書面（領収書等）の写しを添付して提出すること。

8. 成果品

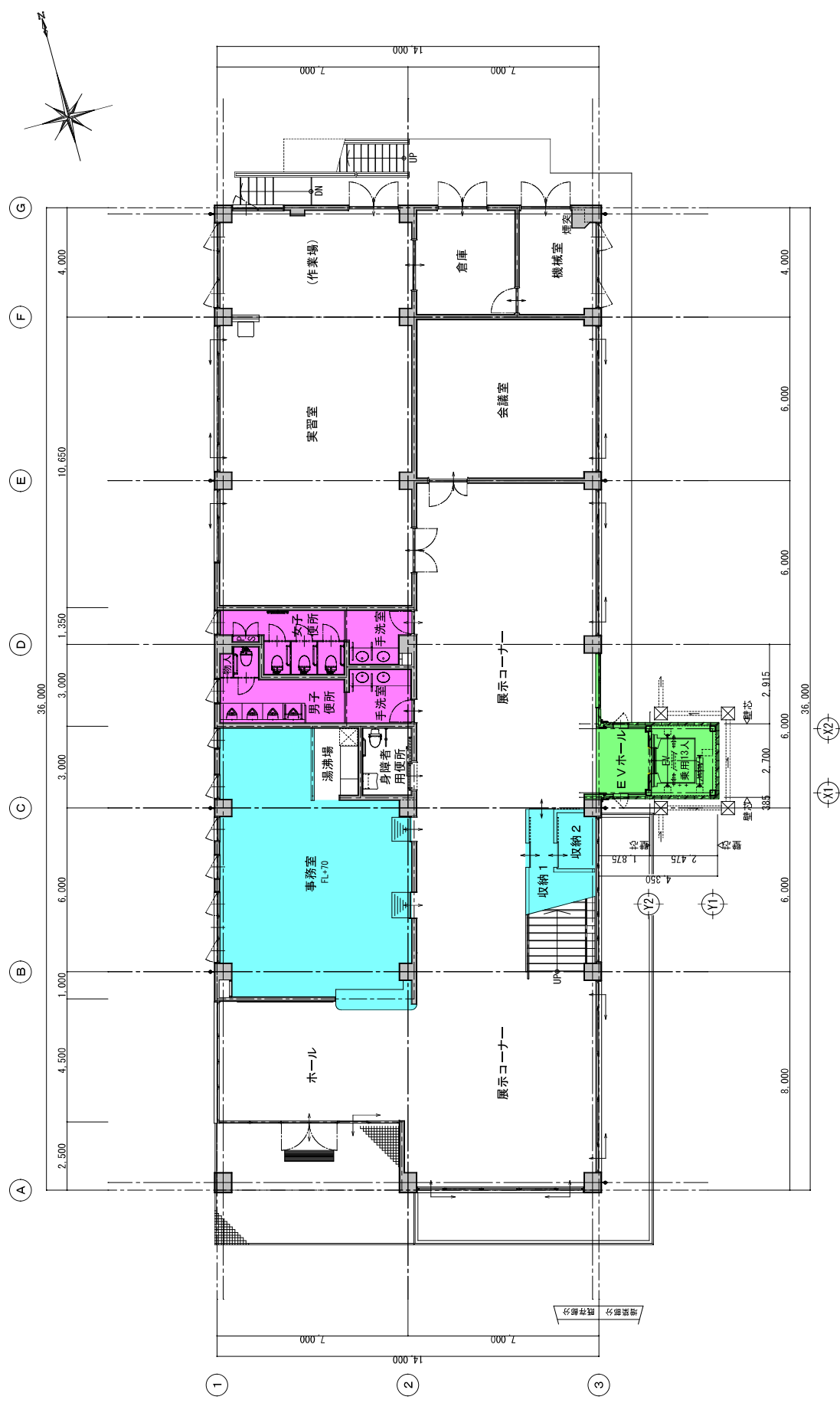
- (1) 特定建築物定期調査報告書 一式 1部（副本）
- (2) 不具合開所の改修案報告書 一式 1部
- (3) 作成した CAD データ修正 一式

9. その他

- (1) 現場作業に当たっては、事前に作業日程等について、市監督員と十分に調整を行うこと。
特に加東市社公民館については令和8年8月27日から令和8年10月5日までの期間で改修工事を予定しているため、注意すること。
- (2) 調査中は施設利用者及び一般車両を優先し、通行に注意すること。また、必要に応じて現場周辺に調査、安全対策の表示および誘導看板を設置すること。作業員及び調査員の車両については、指定の位置に駐車し、無断で付近の道路や空き地に駐車しないように注意すること。
- (3) 受注者は、業務において関係法令、その他関係基準書、指針等を遵守し綿密な調査を行うものとする。
- (4) 発注者は、成果品に契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、受注者に対しその契約不適合の補修及び損害の賠償を請求することができるものとする。
- (5) 受注者は、発注者の検査を受け合格し成果品を納入したとしても、契約不適合が発見された場合は、補修及び損害賠償を免れないものとする。
- (6) 受注者は、成果品を発注者の許可なしに他のいかなる者に対しても、公開、閲覧、複写、貸出、譲渡してはならない。
- (7) 仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、その都度双方で協議し、決定する。



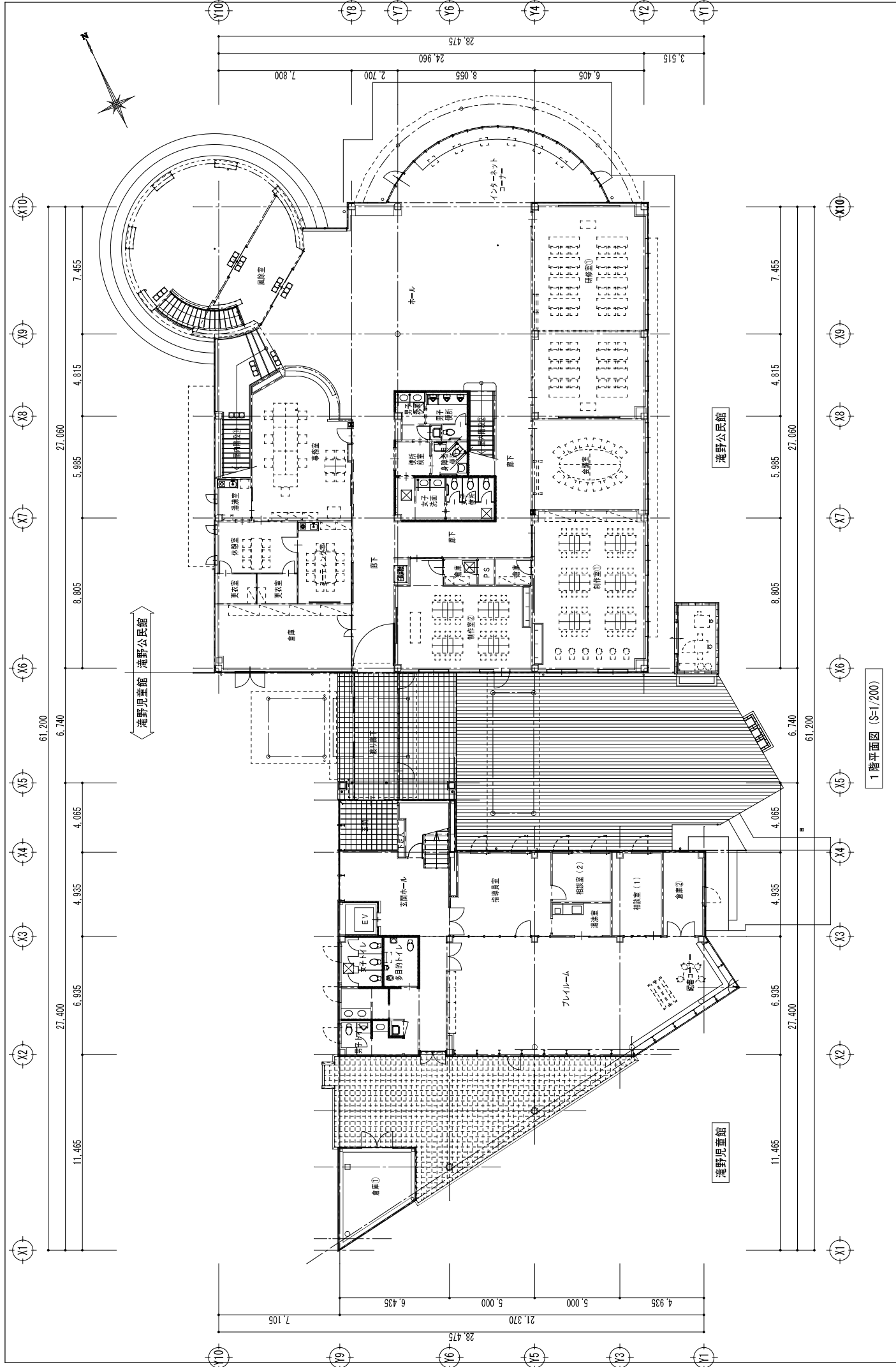
H13年度 改修部分
H28年度 改修部分
H28年度 増築部分



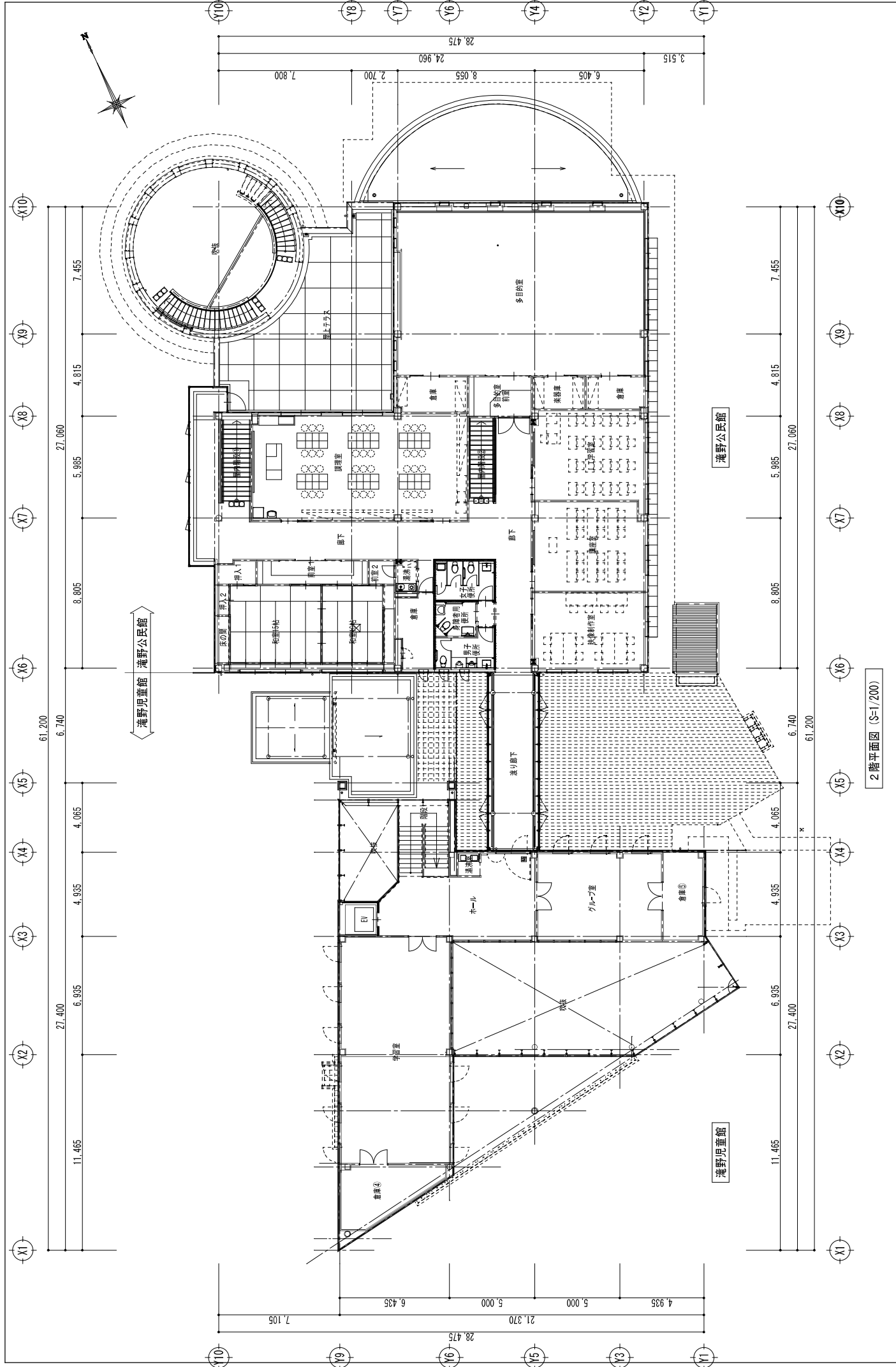


H28年度 改修部分

H28年度 増築部分



1階平面図 (S=1/200)



2階平面図 (S=1/200)

